



子どもたちを交通事故から守りましょう

新入学・新入園の時季を迎え、4月5日(木)から14日(土)までの10日間、「新入学期の交通安全運動」が実施されます。ドライバーは、子どもたちを見かけたら安全運転に心がけ、周りの大人は正しいマナーを示してあげましょう。交通事故に遭わない、交通事故を起こさないよう、交通安全の大切さを家族みんなで話し合ひましょう。

交通安全推進委員会

交通災害共済の加入を随時受け付け

町村交通災害共済は、加入した会員の相互扶助精神により、不幸にも交通事故に遭われた方に見舞金を支給する制度です。また、加入されていない方、転入などで加入手続きが済んでいない方は、随時受け付けをし

ます。

- 会費 年額一人500円
- 共済期間 加入の翌日から平成20年3月31日まで
- 申込み 総務課交通防災係 (☎47-2112)

春の火災予防運動

4月20日(金)～30日(月)

春先は、空気が乾燥し風の強い日が多く、火災が最も発生しやすい季節です。この期間の火災を予防するため、全道一斉に「春の火災予防運動」が行われます。運動初日の20日(金)には、消防団による火災予防パレードが実施されます。



例年この時季は、野火も多く発生します。ちょっとした不注意から大きな火災になります。タバコの投げ捨ては絶対にやめましょう。田畑での枯れ草焼きを行う時は、事前に消防署訓子府支署に届け出を行ってから水バケツを

用意するなど、消火の準備を行い、その場から離れないようにしましょう。

火災予防七つのチェックポイント

- ・寝たばこは、絶対にやめる
- ・家の周りに燃えやすいものを置かない
- ・天ぷらを揚げる時は、その場を離れない
- ・子どもたちには、マッチやライターで遊ばせない
- ・寝具、衣類およびカーテンなどは、できるだけ防災品を使用する
- ・ストーブには、燃えやすい物を近づけない
- ・逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器を設置する

実践会地区の防火査察

防火査察員が、各実践会の防火査察を次の日程で実施します。

- 実施期間 4月1日(日)～20日(金)

火の用心

消防署訓子府支署 (☎47-2419)

開発行為の事前協議

無秩序な開発を防止し、健全な生活環境を守るため、開発区域の面積が2,000㎡以上の開発行為を行うとき、事業主は、町の定める要綱に基づき事前協議をしなければなりません。

●開発行為とは

- ①土砂の採取および宅地の造成における建築物の建設
- ②特定工作物の建設に関する目的で行う土地の区画、形質の変更

これらの要件に当てはまる事業を行う場合には、事前に建設課管理係 (☎47-2118) に相談してください。

建築物の確認申請

次の地域で建築物の新築、増改築、移転、大規模改修などを行う場合には、建築確認申請が必要ですが、増改築または移転で10㎡以内であれば必要はありません。

○建築確認申請が必要な地域

- ①西幸町、元町、旭町、大町、仲町、栄町の全地域
- ②東幸町、東町、若富町、若葉町の一部地域

- 建築確認申請地域以外でも確認申請が必要な建物
- ①倉庫、車庫などで100㎡以上
 - ②木造で3階建て以上、または延べ面積が500㎡以上
 - ③木造以外で2階建て以上、ま

建設課建築係 (☎47-2118)

たは延べ面積が500㎡以上

建築物の解体工事には届け出が必要

一定規模以上の建築物を解体する場合、建設リサイクル法による届け出が必要です。この法律では分別解体・再資源化の実施や事前の届け出が義務付けられており、無届けで解体工事に着手したことが明らかになった場合、20万円以下の罰金が科せられますので注意してください。

○届出対象工事
床面積が80㎡以上の建築物の解体工事

○届け出の時期・届け出先
工事着手の7日前までに建設課建築係まで

農地のあっせんには申し出が必要です

農地の所有者から売り渡しや貸し付けの希望があった場合、農業委員会では、農業委員と町、農協の担当で構成する「農地移動適正化あっせん審議会」において、価格や農地を購入したい方、借りたい方を協議して決めています。農地を売りたい方、貸したい方は農業委員会に申出書の提出が必要です。詳しくは、地区担当農業委員または、農業委員会事務局 (☎47-2204) へお問い合わせください。

町内の乳用牛は5,161頭

乳用牛の実査結果	町内の乳用牛は5,161頭			(2月1日現在)
	19年	18年	前年対比	
飼養戸数	62戸	64戸	2戸減	
飼養頭数	5,161頭	5,417頭	256頭減	
経産牛頭数	3,008頭	3,099頭	91頭減	
1戸当たり飼育頭数	83.2頭	84.6頭	1.4頭減	

土地関係の届け出はお早めに

広い面積の土地の売買や開発には、あらかじめ届け出や許可申請が必要です。手続きをしなかった場合、法令で罰せられることもありますので注意してください。なお、北海道環境保全条例に基づく1万㎡(1ha)以上の開発行為については、網走支庁環境生活課に届け出をすることになっていますので、注意してください。

届け出などを必要とするもの

項目	関係法令	町の窓口
1万㎡(1ha)以上の土地の売買	国土利用計画法	企画財政課
農用地を売買・貸借したり他の用途に転用	農地法	農業委員会
農用地区内における用途変更や特定の開発行為	農振法	農林商工課
森林を伐採したり他の用途に転用	森林法	農林商工課